

植物品種等海外流出防止総合対策事業実施要領

制定 平成29年3月31日28食産第6061号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の2の（3）の植物品種等海外流出防止総合対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の11の食料産業局長が別に定める団体は、次に掲げるとおりとする。

民間事業者、農業協同組合、事業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方独立行政法人及び地方公共団体（以下「民間事業者等」という。）並びに複数の民間事業者等が合同して組織する団体その他の法人格を有しない団体であって事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体等」という。）
- 2 特認団体等は、次の要件を全て満たす団体とする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。ただし、複数の民間事業者等が合同して組織する団体にあつては、併せて代表となる機関の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体等の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出してその承認を受けるものとする。
- 4 実施要綱第3のなお書きの食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等は、1に準ずる者とする。ただし、事業実施主体の判断によりこれ以外の者とするを妨げない。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱別表1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

- 1 海外出願支援体制の整備等
 - （1）相談窓口の設置及び海外品種出願マニュアルの作成

海外への品種登録出願に際して、出願方法、出願先国の選定、出願先国で必要となる手続、登録までに要する期間・費用等の相談に対応する相談窓口を設置する。

相談窓口には、海外への品種登録出願に精通した専門家（弁護士、弁理士等）等を配置することにより、出願申請書の作成等について海外への出願を行う者等への具体的な支援相談に応じられるものとする。

また、海外へ品種登録出願を行う者の参考資料として、主要な品種登録出願対象国における関係法令、出願申請書のひな形等を収録した海外品種出願マニュアルを作成する。

（補助対象経費）

人件費、謝金、旅費、事務費（消耗品費、光熱水料、翻訳費、通訳費、印刷費、資料作成費、通信運搬費、文献・資料等購入費、借料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）等）、弁護士等費用（弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）

（2）海外への品種登録出願の選定等

2の事業の実施に際し、以下の事務を行う。

- ① 支援対象とする品種登録出願について、当該品種の育成者権者からの申請を公募する。
- ② 外部有識者等で構成される選定委員会を開催し、我が国農産物の輸出力強化に資する優先度を勘案した上で支援対象とする品種登録出願を選定する。
- ③ 海外への品種登録出願手続に精通した専門知識を有する者と契約し、当該契約者が代理人として支援対象となる海外への品種登録出願を行い、その経費の1／2以内を補助金として交付する。

また、支援対象となる品種の育成者権者が、別に選定した代理人を通じて海外品種登録出願を行った場合も補助対象とする。

（補助対象経費）

人件費、謝金、旅費、事務費（消耗品費、光熱水料、翻訳費、通訳費、印刷費、資料作成費、通信運搬費、文献・資料等購入費、借料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）等）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）

（3）種苗資源の保護の選定等

3の事業の実施に際し、以下の事務を行う。

- ① 支援対象とする種苗資源の保護取組を公募する。
- ② 外部有識者等で構成される選定委員会を開催し、支援対象とする事業実施者を採択する。
- ③ 支援対象の取組に要した経費の1／2以内を補助金として交付する。

（補助対象経費）

人件費、謝金、旅費、事務費（消耗品費、光熱水料、印刷費、資料作成費、通信運搬費、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）等）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）

2 海外への品種登録出願

次の要件を全てを満たすものについて、海外への品種登録出願を行う。

- （1）我が国において品種登録出願されたものであること。
- （2）出願先国の植物品種保護制度において保護対象となっている品種であり、かつ、出願先国が規定する未譲渡性の要件を満たしていること。
- （3）海外において当該品種の品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力の強化につながるものであること。

(補助対象経費)

- ① 国内経費：出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、提出種苗輸送経費（通関経費等）、通信運搬費、その他これら出願に付帯する費用
- ② 国外経費：出願申請費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、その他これら出願に付帯する費用

3 種苗資源の保護

我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜等の種苗資源を地域において保存するため、以下の取組を行う。

- (1) 多様な品種の開発に必要となる種苗資源の生産体制を強化し将来に渡って確実に保存する取組
- (2) 市場のニーズに応じて種苗資源を安定的に供給する体制を構築する取組

(補助対象経費)

人件費、謝金、旅費、事務費（会議費、会場借料、消耗品費、光熱水料、印刷費、資料作成費、通信運搬費、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）等）、資材費、試験栽培費、機器費、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成33年度までとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 本事業を効果的に実施するための知的財産等に関する知見を有していること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の事業承認者が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の1から3の項目に係る追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 事業実施主体の変更（特認団体等にあつては、第2の2の（1）から（4）に係る変更）
- (4) 交付要綱別表1の2の（3）の植物品種等海外流出防止総合対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(5) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別記様式2の別添の「総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業の実施

1 植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の1の(2)及び(3)の事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について次に掲げる事項を記載した植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式3により事業承認者に提出し、その承認を受けることとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(1) 交付対象要件の定義及び補助金の額

(2) 交付申請及び実績報告の手続き

(3) 交付決定及び補助金の額の確定等の手続き

(4) 申請の取下げの手続き

(5) 事業実施計画の（変更）承認等の手続き

(6) 補助金の支払の手続き

(7) 交付決定の取消し等の手続き

(8) 事業実施主体による調査

(9) 個人情報保護等に係る対応

(10) その他必要な事項

2 事業の実施に関する事項

(1) 事業計画の作成及び報告手続

事業実施主体は、実施規程に定める事業実施計画を事業実施団体等に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。第3の1の(2)の事業の事業実施計画には、出願品種名、出願先国・地域、国内代理人（定まっている場合）を明記させることとする。事業実施主体は、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で別記様式4により事業実施団体等への採択通知に先立ち事業承認者に報告する。

(2) 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、事業実施計画の承認後、事業実施団体等に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、事業完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定に基づき支払いを行う。

(3) 事業の進捗状況管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

第8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

事業承認者は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

事業承認者は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、交付要綱別記様式第5号の補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第12の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 その他

1 助成対象

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施主体の事業遂行

事業実施主体は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 種苗産業海外展開促進事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5980号農林水産省食料産業局長通知。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

3 2の規定による廃止前の旧要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 等 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

別記様式 2（第 6 関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業実施計画の（変更、中止、廃止の承認）申請書

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5412 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

※ 注 1 関係書類として、別添 1 及び参考書類を添付すること。

なお、別添 1 中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中止又は廃止申請の場合は「中止（又は廃止）の理由」とし、いずれの場合もその理由について記載すること。

注 2 変更承認申請の場合は、事業実施計画の承認通知があった内容等と容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては記入を省略できる。

注 3 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業実施結果報告書」とし、関係書類には、実績を記載すること。

なお、別添 1 中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

別記様式3（第7の1関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規定の（変更）承認申請について

植物品種等海外流出防止総合対策事業実施要領（平成29年〇月〇日付け28食産第〇〇号農林水産省食料産業局長通知）第7の1に基づき、植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規定の承認（変更）を申請する。

注：関係書類として、植物品種等海外流出防止総合対策事業実施規定を添付すること。

別記様式4（第7の3関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業実施計画の報告について

植物品種等海外流出防止総合対策事業実施要領（平成29年〇月〇日付け28食産第〇〇号農林水産省食料産業局長通知）第7の3に基づき、別添のとおり報告する。

注：関係書類として、別添2を添付すること。

別添 1

植物品種等海外流出防止総合対策事業実施計画書

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載すること。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載すること。
※本事業における組織体制の概要を図等で示すこと。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示すこと。	

2 事業目的

--

3 実施内容

海外出願支援体制の整備等

①相談窓口の設置及び海外品種出願マニュアルの作成

ア：実施内容

イ：実施方法（相談窓口の管理・運営方法、マニュアル作成に係る調査・取りまとめ方法等）

ウ：年間スケジュール

エ：効果測定方法

②海外への品種登録出願の選定等

ア：実施内容（支援目標数等）

イ：実施方法（管理・運営方法・選定委員会メンバー等）

ウ：年間スケジュール

エ：効果測定方法

③種苗資源の保護の選定等

ア：実施内容（支援目標数等）

イ：実施方法（管理・運営方法・選定委員会メンバー等）

ウ：年間スケジュール

エ：効果測定方法

4 事業の成果目標

--

5 事業成果・効果の検証方法

--

6 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
1 海外出願 支援体制の 整備等	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	①相談窓口の 設置及び海外 品種出願マニ ュアルの作成 千円 ②海外への品 種登録出願の 選定等 千円 ③種苗資源の 保護の選定等 千円
2 海外への 品種登録出 願					
3 種苗資源 の保護					
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。

別添 2

1 海外への品種登録出願

支援対象者名	植物種類名	品種名	我が国における出願番号又は登録番号	出願先 国・地域	国内代 理人名	採択の 可否

2 種苗資源の保護

支援対象者名	事業費総額	事業概要	採択の可否

注：事業実施主体に提出のあった植物品種等海外流出防止総合対策事業実施計画を添付すること。